

指 示

平成 23 年 6 月 1 日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 5 月 25 日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成 23 年 4 月 20 日付け指示、平成 23 年 5 月 1 日付け指示、平成 23 年 5 月 23 日付け指示及び平成 23 年 5 月 30 日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

1. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）から半径 20 キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、大玉村、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県田村市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏

内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

3. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

4. 福島県田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、相馬市、南相馬市、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成23年5月25日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年5月18日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年4月20日付け指示、平成23年5月1日付け指示、平成23年5月13日付け指示及び平成23年5月23日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

1. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区

域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

3. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

4. 福島県田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、相馬市、南相馬市、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。